

障害者福祉システム等標準化検討会 （第1回）

令和5年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和5年5月25日
事務局提出資料

1. 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方

- 制度改正以外の見直しは、令和7年度末までは原則行わないこととなっているが、デジタル庁との協議により真に必要なものは見直します。

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）資料（令和4年9月30日）

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

<基本的な考え方（案）>

① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。

制度改正対応の考え方

② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。

制度改正以外の対応の考え方

③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。

④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。
（例 前期分：8月31日、後期分：1月31日）

⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

標準仕様書の誤記訂正や補記等は改定せずに別途の方法により対応

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改革を契機とする見直し①)

○ 現時点における主な検討論点(制度改革を契機とする見直し)は以下のとおりである。

No	検討の論点(制度改革を契機)	改定の時期
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応 ※「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定	令和6年3月

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**【精神保健福祉法】
 - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする(ほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う)。
 - ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容及び、入院措置を採る理由を追加する。
 - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**【難病法、児童福祉法】
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備**【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】
障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当る必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所定の規定の整備を行う。

左記の記載のうち、令和6年4月1日施行分について、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における検討等を踏まえて、必要な見直しを行う

施行期日

令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

1

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正を契機とする見直し②)

No	検討の論点(制度改正を契機)	改定の時期
2	精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応(省令改正対応)	令和6年3月(予定) ※ 鉄道事業者の運賃割引実施時期に関する国土交通省からの回答により改定の時期は確定

【Ⅲ. 医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現】

施策名: 障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)

令和4年度第二次補正予算案 14億円

障害保健福祉部企画課
(内線3007)

① 施策の目的

制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

③ 施策の概要

以下の2点に係る所用の経費を要求するもの。

(1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る改修

(2) 精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修

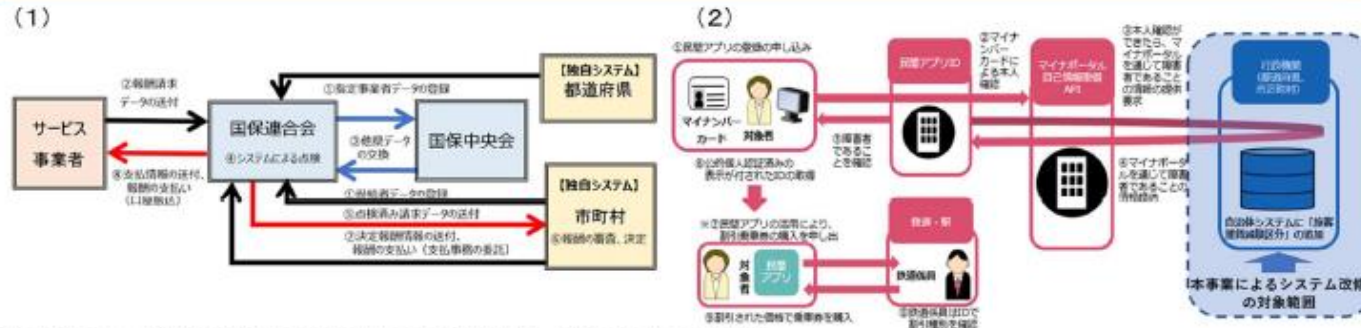
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)

【実施主体】

都道府県及び市区町村

【補助率】

(1) 国 1/2、地方 1/2 (2) 国 2/3、地方 1/3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法改正による令和6年度報酬改定に伴い、各地方自治体の報酬の支払等に係る事務処理システムを改修することで、部会等で議論された改定内容に応じた、適正な制度運営を図ることができる。

(2) 精神障害者保健福祉手帳に関する鉄道事業者の旅客運賃の割引の情報をマイナンバー情報連携の対象とすることで、民間アプリにおけるマイナンバーの自己情報取得APIを活用することにより、各種の割引サービスを受ける手続き等の際に、スマートフォン等で公的個人認証済みの画面を提示すれば手帳の提示が省略可能となるなどの利便性の向上等が見込まれる。

以下のような見直しを想定している。

- 管理項目に「旅客運賃割引コード」を追加(コード内容は第1種、第2種)

- 08_障害者手帳(紙様式)に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分」を追加

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正を契機とする見直し③)

No	検討の論点(制度改正を契機)	改定の時期
3	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(省令改正対応)	令和6年3月(予定) ※ 省令改正の時期により、可能であれば令和5年8月に改定

② 特別児童扶養手当証書の原則廃止について

「特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。」とされたところである。

検討の結果、

- ・ 送金通知書払いの対象者を除いて、証書の発行を廃止することとしつつ、
- ・ 受給資格者から申請があった場合に、受給状況に係る証明書を発行する事務について新たに規定する

こととし、かつ、現況届の後に「特別児童扶養手当支給継続通知書」(仮称)を発出することができることとする予定である。なお、本改正は令和6年の現況届以降から適用されるようにする予定である。現在、必要な省令等の改正に向けて準備を進めているところであり、詳細は別途お示しする。

左記の記載に関する見直しを想定している

【出典】 令和5年3月10日「障害保健福祉関係会議資料」(1)企画課 15頁

3. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正以外を契機とする見直し)

○ 現時点における主な検討論点(制度改正以外を契機とする見直し)は、以下のとおりである。

※ デジタル庁からの依頼によるもの又はデジタル庁との調整を踏まえて対応するものとなる

No	検討の論点(制度改正以外を契機)	補足説明	改定の時期
1	横並び調整方針の令和5年5月改定予定に伴う対応	標準仕様書改版の際に、機能要件の改版箇所について判別できる資料を公表する内容を「横並び調整方針2.」に追加	令和5年8月
2	令和5年3月30日時点のデータ要件・連携要件の改定において業務横断的に変更した箇所での影響のある部分の整合対応	データ要件・連携要件の改定において変更された箇所は以下のとおり ・業務横断的に統一すべき型・桁等の修正 ・事業者からのご意見より業務横断的に規定を統一すべき内容の反映(市区町コードの既定、口座情報等) ・リクエストキー及びデータ項目(ローマ字)の削除 ・各業務の基本データリストで変更があった内容について他業務影響する部分の反映 ・引越しOSSに関する連携要件の追加 ・共通機能との連携規定(住登外者宛名管理・団体内統合宛名・申請管理・統合収納管理・統合滞納管理) ・API連携からファイル連携を主としたことによる共用データリストの削除	

以下については、検討の論点とするかについて検討中又は今後検討となっている。

・指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について、指定都市以外の市区町村への適用

「標準仕様の指定都市における課題等検討会」による対応ではあるが、指定都市に限定されない要件も多数見受けられたところ、反映にあたってはWTにおける検討や全国意見照会を行えなかったことから指定都市のみの要件として2.1版に反映しているため。

・指定都市要件の「成案」で、反映を見送った要件(3件)の追加

・指定都市要件の「再検討」(265件)について、必要な要件を追加

・公費負担医療のオンライン資格確認の対応

令和5年3月8日に開催された「医療DX推進本部幹事会(第2回)」における「医療DXの推進に関する工程表(骨子案)」により、対応が必要になると想定されているため。

4. 過年度の残課題について

○ 過年度の残課題及び対応の考え方は以下のとおりである。

No	管理場所	検討事項	残課題の内容	対応の考え方
1	検討課題一覧	引越しワンストップサービスを実現するための機能の対応	デジタル庁より令和5年3月時点の標準仕様書に規定する業務として、「国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、印鑑登録、軽自動車税」が指定されたことから、令和5年度以降、必要に応じて検討	デジタル庁より対象業務として指定される場合に検討する ※ 現時点において、令和5年度の検討予定はない
2	継続検討一覧	精神手帳の旅客運賃の割引対応	「精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携」は、実施が令和6年度以降となることやデータ標準レイアウトの追加検討は今後であることから、標準仕様書への反映(改版)時期も含めて、今後の検討とする	3頁のNo.2で対応